

令和 6 年（ 2 0 2 4 年 ）

第 9 回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和 6 年（ 2 0 2 4 年 ） 9 月 2 0 日 開催

大阪狭山市教育委員会

第9回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和6年(2024年)9月20日(金)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
田川	宜子	委員
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員

出席事務局の職員

寺下	憲志	教育監
山田	裕洋	教育部長
浜口	亮	こども政策部長
山本	泰士	こども政策部こども家庭支援担当部長
鶴田	善道	教育部次長兼教育政策グループ課長
中本	真司	教育部副理事兼教育指導グループ課長
塚本	浩二	こども政策部次長兼こども育成グループ課長
神楽所	保則	教育部教育政策グループ学校給食担当課長
森口	健次	生涯学習グループ課長
岩間	かおり	こども家庭支援グループ課長
荒川	郁代	教育政策グループ参事
樽本	敏彦	生涯学習グループ参事

書記

安達	奈津芽	教育政策グループ課長補佐
----	-----	--------------

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第16号 | 令和 6 年度大阪狭山市教育委員会文化教育功労者表彰被表彰者の決定について |
| 日程第 2 | 議案第17号 | 大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針の策定について |
| 日程第 3 | 報告第26号 | 令和 5 年度（2023年度）大阪狭山市一般会計決算（教育委員会関係）について |
| 日程第 4 | 報告第27号 | 大阪狭山市立小学校における小規模特認校の設置について |

閉会

- 各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

それでは、定例会を始めさせていただきます。

本日、出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員の規則によりまして、山田教育長職務代理人、それから井上委員を指名いたします。

また、本日は5名の傍聴の申込みがございましたので、承認したいと思います。

それでは、教育長活動報告でございます。

日程のほうめくっていただきまして、9月ということで議会月でございます。9月2日、本会議初日がございます。それから9月11日、表彰選考会、これ本日の議案となっておりますけれども、事前審査という形で選考いたしております。

9月12日、13日、代表質問、個人質問ということで、教育関連のご質問に答弁をしております。後ほどご報告をいたします。

9月18日、表敬訪問でございますが、これオリンピックに出場された本市出身の半井重幸さんが表敬訪問に来ていただいて、今後のブレキンの熱い思いを語られたというのが印象的でございます。

最後、9月19日、フリースクールみ・ら・い茶道体験というのがございますが、これは見学に行っておりまして。市内で陶芸とか茶道の活動をされている有志の方々が、フリースクール子どもたちに陶芸の茶わんを作る指導をされ、その茶わんが焼き上がったものでお茶を楽しむというふうなことで、昨日はそのお茶の日でございます。事務局のほうで見学をさせていただいたというところでございます。

以上、簡単でございますが、教育長活動報告とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第16号、令和6年度大阪狭山市教育委員会文化教育功労者表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第1、議案第16号、令和6年度大阪狭山市教育委員会文化教育功労被表彰者表彰の決定についてご説明いたします。

資料は、1ページから6ページまででございます。

今年度の文化教育功労被表彰につきましては、別添に用意しております大阪狭山市教育委員会表彰規程第5条に基づきまして9月11日に表彰選考会を開催し、学校や各団体から頂きました推薦書を基に慎重に審議を重ねた結果、資料の候補者を提案するものでございます。

次に、候補者の推薦理由を簡単にご説明いたします。

2ページから6ページの令和6年度（2024年度）文化教育功労者表彰の被表彰候補者として推薦のあった者の一覧表をご覧ください。

また、別添資料の大阪狭山市教育委員会表彰規程の4枚目、大阪狭山市教育委員会表彰事務取扱要領で定めており、5枚目の別表で選考基準や推薦書などをまとめておりますので、併せてご覧ください。

それではまず、1番目から4番目の方は、選考基準第1号-1、学校教育活動において、文化、スポーツ等の全国規模の発表会、大会等に出場した者として推薦されています。

1番目の方は、令和5年度大阪府心の輪を広げる体験作文において、中学部門最優秀賞、全国佳作を受賞されています。

2番目、3番目の方は、昨年12月、狭山中学校在学時に男子バレーボールでの活躍により大

阪南の代表選手として選出され、ＪＯＣジュニアオリンピック第37回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に出場されました。

４番目の方は、令和６年度全国中学校体育大会第64回全国中学校水泳競技大会50メートル自由形に出場されました。

次に、５番目及び６番目の方は、選考基準第２号－１、教育上特に有効な研究または工夫を考案した者として推薦されています。

５番目の方は、現在、大阪狭山市立狭山中学校において勤務されています。本市の外国語教育のリーダーとして、本市の外国語教育の充実と授業発展の推進を行ってまいりました。また、令和５年度から指導教諭として、教員の育成や研究及び研修の支援として公開授業を行いました。その結果が評価され、令和５年度大阪府優秀教職員等表彰を受賞されています。

６番目の方は、前任校である大阪狭山市立南第一小学校が、本市初のコミュニティスクールとして地域と共に歩む学校づくりを進めるため、地域やコーディネーターとの連絡調整をきめ細かく行う等、本市のコミュニティスクール推進に大きく貢献されました。また、異動後の大阪狭山市立東小学校でも、コミュニティスクール導入を見据えた地域学校協働活動の基盤づくりに積極的に取り組んでおられます。その成果が評価され、令和５年度大阪府優秀教職員等表彰を受賞されています。

次に、７番目から11番目の方は、選考基準第３号－１、文化、スポーツ活動等において関係団体の育成や地域への振興等、10年以上にわたり顕著な功績を収めた者として推薦されています。

７番目の方は、多年にわたり大阪狭山市剣道協会狭山鷲武会指導部長として剣道普及・発展に尽力され、本市の社会教育活動に貢献されています。

８番目の方は、狭山コミュニティクラブの設立当初から現在に至り、運営委員会委員として各種事業の事務局を歴任され、本市スポーツ活動の推進に貢献されています。

９番目の方は、多年にわたり大阪狭山市ゲートボール連盟で副会長として運営・発展に積極的に活動されるなど、本市スポーツ活動の推進に貢献されています。

10番目の方は、大阪狭山市ソフトテニス連盟で多年にわたり理事として運営に積極的に活動され、また体育協会理事にも就任され、本市の社会教育、体育活動に貢献されています。

11番目の方は、大阪狭山市ソフトテニス連盟で多年にわたり理事として運営に尽力され、本市の社会教育、体育活動に貢献されています。

12番目の方は、選考基準第３号－２、本部団体の役員として５年以上にわたり顕著な功績を収めた者として推薦されています。

12番目の方は、大阪狭山市テニス連盟で多年にわたり理事として積極的に活動され、本市スポーツ活動の推薦に貢献されています。

続きまして、13番目から25番目の方は、選考基準第３号－３、公的機関等が開催した文化、スポーツの全国規模大会で入賞した者として推薦されています。

13番目から24番目の方は、琉球少林流空手道月心会第27回全国空手道選手権大会に出場し、13番目の方は、組手試合、小学３年の部優勝、14番目の方は、組手試合、中学１年女子の部優勝、15番目の方は、型試合、中学男子の部優勝、16番目の方は、組手試合、高校男子の部優勝、17番目の方は、型試合、小学校６年の部優勝、18番目の方は、組手試合、小学４年男子の部優勝、19番目の方は、組手試合、小学４・５年女子の部優勝、20番目の方は、組手試合、中学２・３年男子の部優勝、21番目から23番目の方は、組手試合、団体女子の部優勝、24番目の方

は、組手試合、高校女子の部において優勝されました。

25番目の方は、日本自転車競技連盟主催のJOCジュニアオリンピックカップBMXレース2023ボーイズ09-10の決勝で全国第4位となっております。

なお、この方については、部活動等の学校教育活動ではないため第3号区分の各種団体の長の推薦となりますが、個人として出場されていることから、現在在籍している東小学校長から推薦をいただいております。

25名の方々を候補者として選考いたしました。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、委員の皆様、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第17号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針の策定についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

それでは、日程第2、議案第17号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針の策定についてご説明させていただきます。

本件につきましては、本年7月に実施いたしました大阪狭山市の公共施設をみんなで考えるタウンミーティングにおいていただいた意見を反映させた実施方針（素案）を、第7回教育委

員会定例会議でお諮りした後、8月にパブリックコメントを実施いたしました。

資料、パブリックコメントで提出されたご意見及び教育委員会の考え方についてをご覧ください。

パブリックコメントは8月13日から9月3日の間で実施し、62名、63件のご意見をいただきました。主な意見といたしましては、幼稚園、こども園の再編・統合について、南第三小学校の小規模特認校制度の導入について、狭山中学校の建て替えに関するご意見を多数いただきました。いただいたご意見により実施方針について変更した点というのはないことから、概要版にてご説明させていただきます。

資料、概要版をご覧ください。

初めに、本市の学校園を取り巻く状況を見ると、幼稚園、こども園の園児数は、少子化や保育ニーズの高まりなどにより減少傾向にあり、特に幼稚園では定員を大きく下回る状態が続いています。また、小・中学校の児童生徒数は、少子化により減少が進んでいる地域と、宅地開発により増加が進んでいる地域があり、学校規模の小規模化と大規模化が同時進行している状況です。

教育委員会では、本市の未来を支える子どもたちにとって望ましい教育・保育環境の実現を図ることを目的として、学校園を対象とした大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針を令和5年2月に作成いたしました。基本方針では、本市における園児、児童生徒にとって望ましい教育・保育環境を実現していくため、学校園における適正規模を定め、規模の適正化や学校園が抱える課題及びその解消を図るための適正配置に向けた基本的な考え方や対策等について示しております。

教育委員会では、基本方針を踏まえ、今後、それぞれの学校園の問題解消に取り組む優先順

位や具体的な対策内容、実施時期などを示す大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針を策定したものでございます。

対象期間について、本方針では、令和14年度（2032年度）までを対象とする短期と、令和15年度（2033年度）から令和37年度（2055年度）までを対象とする中長期に分けて取組の方向性を整理しました。その上で、短期の取組については具体的な対策や想定スケジュールについて、中長期の取組については現時点の方向性について示したものでございます。

短期の取組について、幼稚園、こども園の統合、南第三小学校での小規模特認校制度の導入、狭山中学校の建て替えを考えております。

幼稚園、こども園の統合についてですが、現状と課題といたしまして、幼稚園では、共働きの世帯の増加などにより、保育ニーズの高まりにより園児数の減少が続いており、今後もその状況が続く見込みであり、現在全ての学年が1学級で、同じ年齢集団でのダイナミックな活動や、様々な個性を持った子どもたちが刺激し合い、学び合う機会が少なくなっている状況です。

次に、こども園についてですが、保育利用の園児数は今後も一定のニーズがあると思われる一方、教育利用の園児数は減少傾向にあり、今後もその状況が続く見込みであります。また、園舎が2つに分かれているため、幅広い年齢の子どもたちが交わって生活する機会が少なく、上の年齢の子どもへの憧れを抱いたり、下の年齢の子どもへのいたわりの心を育むといった認定こども園のよさを生かした教育・保育の実践が重要な課題と考えております。

取組内容といたしましては、幼稚園、こども園それぞれの課題を解消するため、東幼稚園、半田幼稚園、東野幼稚園、こども園を、新こども園と統合いたします。新こども園の内容といたしましては、新しい園舎、送迎バスの導入、

預かり保育の充実、自園調理による給食の提供などを実施してまいります。

次に、南第三小学校での取組についてですが、この後、報告第27号にてご説明いたしますので、割愛させていただきます。

次に、狭山中学校の建て替えについてですが、現状といたしましては、狭隘な運動場を解消し、生徒の安全を確保することが必要である。市内の小・中学校で最も古い校舎があり老朽化が進んでいること。小学校と同様に中学校にも35人学級編制が導入された場合、教室不足が生じる可能性があると考えております。

取組内容ですが、建て替えにより狭隘な運動場の解消を図り、また、建て替えの手法や校舎の配置などの詳細につきましては、校舎等の劣化度の調査の結果を踏まえ、学校現場や関係部署と十分協議し、検討を進めてまいります。取組時期及び中長期の取組については、それぞれの表をご確認ください。

今後の進め方についてですが、子どもたちにとって安全でよりよい教育・保育環境をつくる観点を第一に、具体的な課題解決策を検討し、取組を進めてまいります。

また、関係部署との連携として、学校園施設を含めた公共施設全体で複合化や空き教室及び跡地活用、財政面などの検討を行うほか、災害時の避難所運営などの防災面や地域活性化などのまちづくりの観点からも、関係部署と協議しながら幅広い視点で検討を進めてまいります。

実施方針の見直しについて、本方針は、令和14年度（2032年度）までの短期と、令和15年度（2033年度）から令和37年度（2055年度）までの中長期に区分し、段階的に進めていきますが、教育内容や園児、児童生徒の推移と社会情勢の変化を鑑み、内容や進捗の検証を行い、必要に応じて見直しを行ってまいります。

以上、簡単な説明ですが、ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山田委員。

教育長職務代理人（山田順久）

今後、様々な観点により、いろんなご意見とか、ちょっと心配されているようなこととかも保護者とか地域の方々持たれていると思いますので、できるだけ丁寧に説明しながら進めていただけたらなというふうに思います。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの山田委員のご意見に対して、何か事務局のほうで説明ありますでしょうか。地元説明の予定等については、現時点で何か言えることはありますでしょうか。

担当。

こども政策部長（浜口亮）

まず、幼稚園とこども園の再編等につきましては、本日、実施方針策定以降、具体的な取組、もう少し踏み込んだ内容、特に新しい園舎をどうしていくであるとか、またぽっぽえんとの複合化等も考えておりますので、そういったところの部分であったり、また廃園後の幼稚園の跡地活用等につきましても具体的に進めていくというところについて、また総合教育会議等検証本体の中で、年度内、できるだけ早い時期に各幼稚園、また地域子育て支援拠点、そちらのほうにお伺いさせていただいて順次説明会をしていった中で、また保護者の方、地域の皆さんの、今後どうしていくのかというところについて意見をいただきながら、取り入れるものについては取り入れて、いいものをつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問、ご意見等ございますでし

ょうか。よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問等がないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第26号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計決算（教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

それでは、日程第3、報告第26号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計決算（教育委員会関係）についてご説明いたします。

資料につきましては、8ページから10ページでございます。資料に基づきまして、令和5年度決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、9ページをご覧ください。

一般会計でございますが、歳入総額では、前年度より5億1,180万4,048円増の239億7,222万6,399円となっております。歳出総額では、前年度より7億5,704万5,526円増の234億4,985万4,365円となっております。

増減率では、歳入でプラス2.8%、歳出ではプラス3.3%となっており、歳入歳出差引きでは31.9%のマイナスとなっております。

続きまして、教育費の歳出でございますが、こちらにつきましては26億2,793万1,879円となっており、前年度よりプラス7.8%、1億9,086万5,965円の増となっております。

続きまして、科目別の主な増減要因についてご説明させていただきます。

教育総務費では、前年度より約1億649万6,000円の増となっており、そのうち、教育委

員会費におきましては、学校園規模適正化方針策定支援業務が令和４年度で完了したため、約789万7,000円の減となっており、教育指導費におきまして、学校園一斉連絡ツールシステム導入委託料、こちらはコドモンの導入などで約5,920万6,000円増加したことが主な要因となっております。

次に、小学校費については、前年度より約1億7,575万4,000円の増となっております。そのうち、小学校振興費において、感染症対策が終了したことや、就学援助事業の扶助費などで約1,270万2,000円の減となっており、小学校整備費において、東小学校増築工事費、北小学校増築工事費などとして約1億8,434万円の増となったことが主な要因となっております。

次に、中学校費につきましては、前年度より約164万5,000円の減となっております。これは中学校管理費において、教具校用器具購入費、光熱水費など約716万円の減少、中学校整備費におきまして、屋内運動場熱中症対策工事設計業務や、南中学校外壁改修工事などとして1,110万3,000円の増となっていることが主な要因となっております。

次に、幼稚園費につきましては、前年度より約5,200万円の増となっておりますが、これは主に幼稚園振興費で、子ども・子育て支援給付費などで約3,355万6,000円の増となっていることが主な要因となっております。

次に、社会教育費については、前年より約3,008万4,000円の減となっており、これは公民館の公民館非常用自家発電設備改修工事及び公民館等消火管改修工事が令和４年度に完了したことなどにより約2,017万8,000円の減となっていることが主な要因となっております。

次に、保健体育費については、前年度より約1億1,165万6,000円の減となっておりますが、これは、社会体育施設管理費で、総合体育館熱

中症対策工事が令和４年度に完了したこと、学校給食管理費におきまして、学校給食費の無償化の実施時期が変更になったことにより、小・中学校給食費補助金の減額などにより約6,812万9,000円の減となっていることが主な要因となっております。

続きまして、資料10ページの民生のほうをご覧ください。

歳出総額は112億9,467万6,251円となっており、そのうち、教育委員会関係分といたしましては39億409万2,225円であり、前年度より2%、7,824万2,296円の減となっております。

続きまして、科目別の主な増減要因についてご説明させていただきます。

まず、児童福祉総務費では、令和４年度に新設しました民間保育園等施設整備費補助金がなくなったことなどにより9,700万7,091円の減額、児童措置費で、児童手当及び児童扶養手当の支給件数の減少等により4,369万7,493円の減額となっておりますが、児童福祉施設費及び放課後児童健全育成事業費では、公立の幼稚園、こども園、放課後児童会において、学校園一貫ＩＣＴサービス展開事業の実施などにより5,759万6,647円の増、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費では、事業の終了により240万6,078円の減となっていることが主な要因となっております。

以上、簡単な説明でございますが、教育委員会関係の一般会計決算報告とさせていただきます。

なお、決算状況の詳細につきましては、質問等がございましたら担当グループのほうからご説明させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

人権教育費なんですけれども、金額自体は大きくないんですけれども、非常に増額になっている、そのちょっとご説明がなかったかと思うますので、その理由についてご説明、どういう内容によってこうなったのかということをお教えしていただきたいと思います。

教育長（竹谷好弘）

ただいまのご質問ですが、社会教育費のところになるんですね。内訳説明についてはいかがでしょうか。

担当。

生涯学習グループ課長（森口健次）

すみません、資料のほうを持ち合わせしておりますので、ちょっと後ほどご報告のほうさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

じゃ、用意していただけますか。走ってください。

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。一応、先ほどの件につきましては、ご説明の後に採決をしたいと思っておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

教育委員（井上寿美）

青少年問題対策費って、どういうふうなことで青少年問題対策としての予算が必要なのか、実際どういうことが使われているのか、これも興味がありますので教えていただけたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

予算の執行内容というようなことですね。

担当。

生涯学習グループ課長（森口健次）

すみません、答えさせていただきます。

青少年問題対策費につきましては、内訳として、青少年健全育成事業といたしまして、青少

年指導員の報償費でありますとか、青少年指導員会の事業の交付金、あと校区青少年健全育成事業補助金等に係る費用でございます。

以上です。

教育委員（井上寿美）

すみません、私が勉強不足なんですけど、健全育成事業ということはどういうことか、もうちょっと具体的に教えていただけると理解が進むかなと思うので、お願いいたします。

生涯学習グループ課長（森口健次）

少しお待ちいただいてよろしいでしょうか。

教育部長（山田裕洋）

よろしいですか。

教育長（竹谷好弘）

はい。

教育部長（山田裕洋）

一例なんですけれども、先ほど申し上げました青少年指導員、こちらのほう、先日、令和6年度も実際に事業を行ったんですけれども、子どもたち公募で募集させていただいて、今年につきましては大阪市の市立科学館、そちらのほうへ見学に行ったり、5年度でしたら、たしか琵琶湖博物館のほうに見学に行ったりというようなことをしたりというのが、事業として、ちょっと分かりやすい事業ではそういうのもしております。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ、井上委員。

教育委員（井上寿美）

何か青少年問題対策費ってなると、何が起きているんだろうかみたいな、何かすごく予防しなくちゃいけないようなイメージで受け取ったので、ちょっと今質問させていただきました。どちらかというと、もう本当に予防もうんと手前の健全育成というところだというふうに理解すればいいということですね。

教育長（竹谷好弘）

部長。

教育部長（山田裕洋）

健全育成の事業も行っておりますし、予防という表現が適切かどうか分かりませんが、夏休みにパトロールに回ったりというようなことも、青少年指導員の方と一緒にさせていただいたりということはしております。委員おっしゃる予防的な部分ということも担いながら、健全育成の部分をしっかりやっていくというような状況でございます。

教育長（竹谷好弘）

はい、よろしいでしょうか。

担当。

生涯学習グループ課長（森口健次）

今、部長からもちっと話されたんですが、一応、青少年指導員といたしましては、小学校区や中学校区を範囲として、青少年の健全育成、非行防止、環境浄化、子どもの安全確保などを目的に、関係団体や学校との連携を密にしながら地域活動や情報交換を行っておるというような内容でございます。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

そうしましたら、次の人権について。

担当。

生涯学習グループ参事（樽本敏彦）

人権教育事業の関係についてご説明申し上げます。

まず、市民の人権意識を高めるために、関係団体と情報収集に努めるとともに各部署との連携を図っております。その中でボッチャ体験会というのを実施して、人権講座を実施したということになっております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

説明については、去年との対比ということでご質問いただいているので、その部分が新しく

追加になったということよろしいでしょうか。その説明をお願いします。

担当。

生涯学習グループ参事（樽本敏彦）

令和4年度からボッチャ大会というのを実施しております。まず、ボッチャ大会の分、5年度の実績ということでいいますと、参加者、市職員を含めまして、団体数もあるんですけども、参加者、まず合計で31組ございました。定員が62名ということで実施させていただいております。前年度についても30組の60名というところでの実施となっております。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

よろしいですか。

山田部長。

教育部長（山田裕洋）

すみません、今、担当のほうご説明させていただきましたボッチャ大会について、4年度から第1回ということで確かにさせていただいております。ただ、4年度については事業予算のほうの執行がございませんでして、5年度にボッチャ大会費用というのを上乗せでということが、その分が、もともとのベースがちょっと小さいところなので、増加率としては100%というような大きな形として出ているという状況でございます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第27号、大阪狭山市立小学校における小規模特認校の設置についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

失礼いたします。

それでは、日程第4、報告第27号、大阪狭山市立小学校における小規模特認校の設置についてご説明いたします。

資料は、11ページから14ページでございます。

まず、小規模特認校制度の導入の経緯ですが、先ほどの大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針にもございましたが、南第三小学校は、現在全ての学年が単学級となっている小規模校であり、今後もその状況が続く見込みであることから、直ちに規模の適正化に向けて取組を進めていく必要があるため、まずは学校選択制の一つである小規模特認校制度の導入により、児童数の増加並びに規模の適正化を図ることといたしました。

資料の12ページをお願いいたします。

大阪狭山市立小学校小規模特認校設置要領についてご説明いたします。

運用につきましては、第2条にありますように、特認校の入学等については、学校教育法施行令第8条に基づき、保護者からの申請により指定校を変更することを認めるものとしております。

入学等の条件につきましては、第4条にございます。1つ目の条件としまして、原則として本市に在住する児童及び保護者であること。2点目としましては、登下校について、原則、保護者の送迎とすること。3つ目といたしましては、保護者は、学校見学、説明会などを活用し、

当該校の教育活動について十分理解した上で協力できること。4点目は、卒業までの間、通学すること。5点目は、その他教育委員会並びに当該校の指示に従うこととし、これら全ての条件を満たすこととしております。

入学等の定員としましては、第6条にありますように、当該校の各学年の児童数を考慮し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとしております。

卒業後の進路につきましては、特認校の通学区域の中学校、つまり南中学校としております。

最後に、この要領は、本日、令和6年9月20日から施行するものとしております。

続きまして、次のページの資料をお願いいたします。

令和7年度の児童募集要項を作成しております。

左下にございますが、今後のスケジュールをお示ししております。学校見学及び説明会は、10月11日の金曜日に南第三小学校で行います。

また、入学申込みにつきましては、次の資料にございます様式第1号を教育指導グループに提出するものとし、申込み期間は10月15日から11月6日までとしております。

また、次年度の募集人数ですが、単学級を解消しつつも小人数のよさを生かすため、各学年において40名になるまでを上限としております。

以上、誠に簡単ではございますが、大阪狭山市立小学校における小規模特認校の設置についての報告とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

申請書を拝見したときにふと思ったんですけれども、これ保護者が申請されるという形式に

なっていて、恐らく子どもと保護者の意向が異なるということは想定されていないんだろうなというふうに思うんです。だけど実際のところは、保護者がとても希望されるけれども子どもは行きたくないとか、子どもは希望するけれども保護者が許さないとか、同じになるとは限らないということを想定した場合に、やはりどちらを大事にすべきかというのは、まず子どもの意向というのは無視できないというふうに思っています。それは、いつも申し上げるように、こども基本法ができて、やっぱり子どもの意見表明というのは最善の利益の中で一番大事だというふうに考えたときに、少しその想定が保護者と子どもが一緒だというところで要項もこの申請書も作られているような気がしたんですけれども、そのあたりのところはどのようにお考えなのか、ご説明いただけたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

条件といたしまして、やはりお子様と保護者のご意向が合致しているということは絶対だとは考えております。それに基づいて作成したんですけれども、この様式につきまして、そういった確認の部分が合ったほうが、よりいいのかなというご意見と伺ってもよろしいでしょうか。すみません、逆に質問になってしまいましたが。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

だから、一緒になければならぬともちろん思っています。保護者が保護者の一存で進めることではないと。そうすると、その申請書で、申請する理由というのは、やっぱり保護者が受けさせたいからだというふうなチェック項目があって、すごく保護者の意向で進めてもいいん

だというふうな申請書になっています。多分、親子でよく話し合われると思うんですが、ただ、親子の意向が異なるということはなきにしもあらずだと思ったときに、これはやっぱり子ども自身が受けたいからだというふうなところが、少なくとも申請書の中で前面に出るような形で作れないだろうかというふうに思いましたので、そのところの工夫をお願いできたらというふうに思っております。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

そのご意見、参考にして、またちょっと様式1号につきましては工夫のほうさせていただきたいと思います。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

例えば、そこにすごくこだわらない、要項の中にそのような文言を入れ込むことなどはできないんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

それにつきましては、第4条に申請を行おうとする児童及び保護者は、次の各号の条件を全て満たす者としておりまして、その中で南三小の教育活動などについて十分理解した上と、そういった文言がありますので、この部分で子ども、保護者ともに理解はして、そこで行きたいという意味があるという認識をしております。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

はい、分かりました。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

すみません、先ほど井上委員おっしゃっていた保護者と子どもさんとの意向がちょっと違うということになったときとかに、この申請して、下に、以下、記入要のところに教育委員会処理欄というのがあって、そこで多分、可か不可かというのを判断されると思うんですけども、書類だけですか。面談があるのかとかはどのようなか。今、高校の受験、これは受験じゃないですけども、高校の受験なんかだと、どうしてそこへ行きたいのかと、子どもの言葉で本当に進路を書いたりしたりすることもあるので、やっぱり子どもって言うのが難しい、上手じゃなくて、書くので意向を示すという子もいらっしゃるんで、私もそうなので、そういうのもあったらうれしいなと思うんで、そういうのは考えておられないんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

まず、この申請書を窓口に持ってきた際には面談は必ず実施しようと、そのように考えております。その中で聞き取りをして、どういうお気持ちなのか、ご家庭の意向はそろっているのか、通うに関してはちゃんと通学できるんですかと、一つ一つの項目については細かくヒアリングはしようと思っております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

山田委員。

教育長職務代理人（山田順久）

すみません、この要項とかはどういう形で保護者の方々には配布されるんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

1つはホームページの掲載、あと幼稚園や子ども園へも置かせていただいて、そこで配布していただく、興味のある方は見ていただくということを考えております。

以上でございます。

教育長職務代理人（山田順久）

ただ、在校生に全員配るといようなものではないの。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

はい、すみません。

教育委員（山田順久）

先ほどの各委員の質問とちょっと共通するところはあるかも分からないんですけども、この要項を見せてもらったら、ここの実施方針の、ここのところに、南第三小学校での小規模特認校制度導入のところに取組内容というのがあるんですね。この取組内容というのがここの要項にはないので、どうしてこの学校に行きたいんですかというときに、やっぱりそういう特色ある内容の教育をしますからというのを要項の中に、ちょっとスペース的に入りにくいか分からないけれども、ここにあるようなこういうような簡単な絵でもいいし、説明でもいいし、そういうのを入れといていただけたほうが、子どもさんとか保護者が考える材料になるかなと思うので、お願いしておこうかなと思います。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

また、そのご意見を参考に工夫させていただきます。

教育長（竹谷好弘）

このほかにありますか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

要領の第4条なんですけれども、原則と書いてあるんですけれども、例外とかは規定されているんですか。どういった場合は例外になるかというのが見当たらないんですけれども。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

例えば、（１）番、原則として本市に在住する児童及び保護者であること。例えば次年度の4月に大阪狭山市に引っ越してくる場合、現在、例えばお隣の富田林に住んでいる方でも申請することはできるというふうな意味で書いております。

（２）登下校につきましても、原則保護者の送迎、保護者の送迎はもう必ずとは思っておりますけれども、祖父、祖母の方が付添いで来る、そういった場合が原則保護者の違いのところなのかなと思います。

あと卒業までの間、通学すること。これは中学校の変更の手續とかでもあるんですけれども、特別なすごく大きい事情があった場合に協議をするという意味合いで書いております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

そうしましたら、今、出していただいたご意見を踏まえて、適宜修正等させていただくことになるということで、ちょっとご了承をいただきたいというふうに思います。

そうしましたら、ほかによろしいですか。

そしたら、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、教育委員会定例会議を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員